

令和4年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、令和4年度に三重県（以下「本県」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る落札資格の確認に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部の地域機関を含む本県の全ての機関（以下「各部局等」という。）とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況
- ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組、または環境マネジメントシステムの取組

(評価)

第5条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、三重県知事に提出するものとする。

2 環境生活部長は、小売電気事業者から提出された様式1「評価項目報告書」の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

3 環境生活部長は、判定の結果について、各部局等の長及び各小売電気事業者へ通知するものとする。

(落札資格)

第6条 落札資格は、次のとおりとする。

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、第4条に定める取組の4項目に係る数値等を、別表1に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であつて、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(落札資格の確認)

第7条 各部局等の長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境生活部地球温暖化対策課において行う。

附則

この方針は、令和4年3月29日から施行する。

別表1 「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準」

| 要素 | 区分 | 配点 |
|--|-------------------|----|
| ① 令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO2/kWh〕 * 1 | 0.000 以上 0.375 未満 | 70 |
| | 0.375 以上 0.400 未満 | 65 |
| | 0.400 以上 0.425 未満 | 60 |
| | 0.425 以上 0.450 未満 | 55 |
| | 0.450 以上 0.475 未満 | 50 |
| | 0.475 以上 0.500 未満 | 45 |
| | 0.500 以上 0.525 未満 | 40 |
| | 0.525 以上 0.550 未満 | 35 |
| | 0.550 以上 0.575 未満 | 30 |
| | 0.575 以上 0.600 未満 | 25 |
| | 0.600 以上 0.690 未満 | 20 |
| | 0.690 以上 | 0 |
| ②令和2年度の未利用のエネルギー活用状況 * 2 | 0.675%以上 | 10 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| ③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況 * 3 | 7.50%以上 | 20 |
| | 5.00%以上 7.50%未満 | 15 |
| | 2.50%以上 5.00%未満 | 10 |
| | 0%超 2.50%未満 | 5 |
| | 導入していない | 0 |
| ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組、または環境マネジメントシステム の取組 * 4 | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

* 1 「令和2年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）。

なお、令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

- (1) 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量（電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素排出量）に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量の割合で基礎二酸化炭素排出量を調整した量を加えて調整した量から、国内認証排出削減量等を控除した量を、当該電気事業者の販売電力量で除したものをいう。
- (2) 令和 4 年度分の契約における排出係数しきい値は令和元年度における全国の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を踏まえ 0.690kg-CO2/kWh とする。

* 2 「令和 2 年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

【算定方式】

$$\text{令和 2 年度の未利用エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

① 令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

② 令和 2 年度の供給電力量（需要端）（kWh）

- (1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- (2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
- ア 工場等の廃熱又は排圧
- イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ウ 高炉ガス又は副生ガス

* 3 「令和 2 年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

ただし、①から⑥の再生可能エネルギー電気の利用量は令和2年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

【算定方式】

$$\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$$

- ① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ② 令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度15により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑦ 令和2年度の供給電力量（需要端（kWh））

(1) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

(2) 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO2排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

(3) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

(4) 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

(5) 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」で

それぞれ取引きされる。

- (6) 非化石価値取引市場で取引きされる非 FIT 非化石証書においては、2021 年度第 1 回オークションより、その環境価値の由来となった電源情報等を明らかにするトラッキング実証が行われており、当該実証の対象である電気のみが再生可能エネルギー電気であるかどうかを判別することが可能である。なお、トラッキング実証の対象電気が、必ずしも本解説資料で定義する再生可能エネルギー電気ではない。

* 4 加点する取組は、次のとおりとする。

ただし、(1)または(2)のどちらか一方の取組を実施していれば加点となるが、両方の取組を実施していても重複加点はしない（加点は最高5点とする）。

(1) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(2) 環境マネジメントシステムの取組

加点対象となる環境マネジメントシステムの取組は、「ISO14001」、「M-EMS」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。